厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準別表

【解説】

厚 木 市

令和６年 10 月

別表１　基本指数表（第３条第１項関係）

保護者の状況			基本指数
No.	項目	細目	
1	居宅外就労	週５日以上１週 40 時間以上	10
		週５日以上１週 35 時間以上 40 時間未満	9
		週４日以上１週 24 時間以上	8
		週４日以上１週 20 時間以上 24 時間未満	7
		週４日以上１週 16 時間以上 20 時間未満	6
		上記に該当しない就労	5
2	居宅内就労（自営）	週５日以上１週 40 時間以上	9
		週５日以上１週 35 時間以上 40 時間未満	8
		週４日以上１週 24 時間以上	7
		週４日以上１週 20 時間以上 24 時間未満	6
		週４日以上１週 16 時間以上 20 時間未満	5
		週４日以上１週 16 時間以上の就労が確実（起業予定含む）	4
3	居宅内就労（専従者）	週５日以上１週 35 時間以上	7
		週４日以上１週 24 時間以上	6
		週４日以上１週 16 時間以上 24 時間未満	5
		週４日以上１週 16 時間以上の就労が確実（起業予定含む）	4
4	居宅内就労（内職者）	週５日以上１週 35 時間以上	6
		週４日以上１週 24 時間以上	5
		週４日以上１週 16 時間以上 24 時間未満	4
		週４日以上１週 16 時間以上の就労が確実	3

【解説】

１　時間は、休憩、時間外労働及び通勤時間を除いた実働時間を適用します。

２　居宅内（外）就労は、月 64 時間以上就労している場合に適用します（月 64 時間未満の場合は、No.11「求職」を適用します。）。

３　収入を伴わない場合（ボランティア、手伝いなど）は、No.11「求職」を適用します。

４　変則勤務の場合は、シフト表に基づき月の平均により算定します。

５　居宅内就労（自営）は、次のすべてに該当する場合に適用します。

(1) 勤務先事業所が個人事業者であり、その代表者が就労者と同一であること。

(2) 主たる就労地が就労者の住所と同一であること。

(3) 就労内容が家内労働（委託者から部品や原材料の提供を受けて、物品の製造や加工などを行い、その労働に対して工賃を受け取ることをいう。以下同じ。）ではないこと。

6　「週４日以上１週 16 時間以上の就労が確実（起業予定含む。）」は、就労証明書の雇用（予定）期間の開始日が、希望保育期間の開始日の翌日以後である場合（希望保育期間の開始日における当該月に限る。）や就労証明書の実績時間に記入がないときに適用します。

7　居宅内就労（専従者）は、次のすべてに該当する場合に適用します。

(1) 勤務先事業所が個人事業者であり、その代表者が就労者と生活を共にする親族であること。

(2) 主たる就労地が就労者の住所と同一であること。

(3) 就労内容が家内労働ではないこと。

8　居宅内就労（内職者）は、就労内容が家内労働である場合に適用します。なお、出来高証明書又は納品書等の写しにより月の収入状況を確認することとします。

9　入社前研修は、就労とみなします。

10　育児休業からの復職予定での利用申込みは、育児休業前の就労時間を適用します。

11　育児短時間勤務を予定している場合は、育児休業前の雇用契約時間を適用します。

保護者の状況			基本
No.	項目	細目	指数
5	妊娠・出産	切迫流産等で入院加療等が必要	8
		出産予定日の産前８週間から産後８週間	6

【解説】

1　出産（予定）日前８週（多胎妊娠の場合は産前 14 週）を含む月の初日から、産後８週間を経過する日の翌日を含む月の月末までの期間の利用申込み（他の事由と重複する場合は当該事由を優先して認定）の場合に適用します。

2　切迫流産等の診断書又は母性健康管理指導事項連絡カードが提出された場合、出産（予定）日前８週（多胎妊娠の場合は産前 14 週）を含む月の前月末までは No. ６「保護者の疾病」を、その翌月初日からは「切迫流産等で入院加療等が必要」を適用します。

保護者の状況			基本
No.	項目	細目	指数
6	保護者の疾病	入院又は入院に相当する治療や自宅で常時安静	10
		週５日以上週 40 時間以上の通院を常態とする。	8
		週４日以上週 16 時間以上の通院を常態とする。	7
		上記の程度には至らないが、保育に支障を来す。	6
7	保護者の障がい	精神障がい保健福祉手帳１・２級又は療育手帳Ａ１・Ａ２の交付を受けていて、保育が常時困難な場合	10
		精神障がい者保健福祉手帳３級又は療育手帳Ｂ１・Ｂ２の交付を受けていて、保育が常時困難な場合	8
		身体障がい者手帳１・２級の交付を受けていて、保育が常時困難な場合	10
		身体障がい者手帳３・４級の交付を受けていて、保育が常時困難な場合	8

【解説】

1　保護者が手帳を所持している場合は、No. ６「保護者の疾病」ではなく、No. ７「保護者の障がい」を適用します。

2　疾病により仕事を休業している場合は、No. 1 から４の「就労」ではなく、「保護者の疾病」を適用します。

3　「入院又は入院に相当する治療」とは、保護者がおおむね１か月以上にわたり、入院又は入院を予定している場合に適用します。また、「自宅で常時安静」とは、保護者がおおむね１か月以上にわたり、１日の大半を病床に臥し、原則として医師の診療を継続して受けている場合に適用します。

4　「上記の程度には至らないが、保育に支障を来す。」とは、精神性の疾病や出産予定日の妊娠（出産（予定）日前８週（多胎妊娠の場合は産前 14 週）を含む月の初日以後を除く。）の悪阻（つわり）などにより、児童の保育に支障がある場合に適用します。

保護者の状況			基本指数
No.	項目	細目	
8	親族の介護・看護	臥床者・重度心身障がい者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週５日以上週 40 時間以上保育が困難な場合	7
		病人や障がい者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週４日以上週 24 時間以上保育が困難な場合	6
		上記を満たさないが疾病等のため親族の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、保育が困難な場合	5

【解説】

子ども子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第１条の５の規定に基づき、同居親族（原則として生活を共にする３親等以内の親族）の疾病又は心身障がい者（児）の介護・看護をしている場合に適用します。

保護者の状況			基本指数
No.	項目	細目	
9	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	10

【解説】

震災、風水害、火災その他の災害により、保護者の居宅が失われ、若しくは大破し、又は保護者が災害復旧に従事している場合に適用します。

保護者の状況			基本指数
No.	項目	細目	
10	就学・通学	週４日以上週 32 時間以上の就学・技能取得	6
		週４日以上週 16 時間以上の就学・技能習得	5
		その他の就学・技能取得	3

【解説】

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第１項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の７第３項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第 27 条第１項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定す

る指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第４条第２項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けている場合に適用し、上記に該当しない施設は適用とはなりません。

保護者の状況			基本
No.	項目	細目	指数
11	求職	継続して求職活動を行っている。	2

【解説】

1　就労中（予定を含む。）の方であっても、労働時間が月 64 時間を下回る場合には、「求職」を適用します。

2　収入を伴わない場合（ボランティア、手伝いなど）は、「求職」を適用します。

保護者の状況			基本
No.	項目	細目	指数
12	虐待、ＤＶのおそれがある	虐待、ＤＶのおそれがある場合	10

【解説】

1　保護者及び児童が、現に加害者と生活を共にしている場合に適用します。

※　住民票上は同一世帯であっても、現に別居している場合は適用とはなりません。

2　裁判所の保護命令書、婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書等の提出により適用します。

保護者の状況			基本
No.	項目	細目	指数
13	その他	市長が保育を必要と認める場合	10

【解説】

上記に掲げるもののほか、児童福祉の観点から社会的擁護が必要な場合など、明らかに保育が必要と認められる場合に適用します。

別表２　基本加算減算指数表（第３条第１項関係）

No.	状況	加算減算
1	児童相談所等からの要請又は児童に対する保護の必要性が、関係機関で確認された場合	3

【解説】

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 26 条第１項４号に基づき、児童相談所の所長等から送致（通知）された場合に適用します。

No.	状況	加算減算
2	ひとり親（母子・父子）家庭	2

【解説】

１　配偶者が次の事由により不在等の場合に適用します。

(1) 配偶者と死別又は離婚した者であって、現に婚姻していない。

(2) 配偶者の生死が明らかでない。

(3) 配偶者から遺棄されている。

(4) 配偶者が海外にいるためその扶養を受けることができない。

(5) 配偶者が精神又は身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている。

(6) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない。

(7) 婚姻によらないで父又は母となった者であって、現に婚姻をしていない。

(8) 離婚調停中であることが確認できる書類が提出され、配偶者と別居中である。

２　婚姻は事実婚を、配偶者は事実婚の相手を含むため、内縁者（婚約中を含む。）が生活を共にしている場合には加算は適用しません。

No.	状況	加算減算
3	生活保護利用世帯	1

【解説】

希望保育期間の開始日において、保護者又は児童が生活保護制度の被保護者である場合（予定を含む。）に適用となります。

No.	状況	加算減算
4	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合（直近３か月以内）	2

【解説】

保護者が利用申込日の３か月以内に失業したために求職活動中であり、その他就労している保護者がいない場合に適用します。

なお、生活を共にする祖父母が就労している場合は適用しません。

No.	状況	加算減算
5	地域型保育事業の卒園児	2

【解説】

利用申込みをする年の前年度の３月 31 日をもって、小規模保育施設又は家庭的保育事業所を卒園した児童の利用申込みがあった場合に適用となります。

No.	状況	加算減算
6	育児休業終了に伴い、職場に復帰する場合	1
7	育児休業取得時に一度退所し、復職時に保育所等に再入所の申込みをする場合	2

【解説】

１　いずれかの保護者が該当する場合に適用します。ただし、複数の保護者が該当する場合等であっても、重複して適用とはなりません。

２　利用申込時に次の全ての書類について提出があった場合に適用し、不足している場合には適用とはなりません。

(1) 就労証明書

(2) 育児休業からの復職に関する申立書

(3) 育児休業給付金支給決定通知書又は雇用保険被保険者証の写し等育児休業を取得していることがわかる書類

３　保育所等とは、保育所、認定こども園又は地域型保育事業を行う事業所をいいます（以下同じ。）。

No.	状況	加算減算
８	同一の保育所等に兄弟姉妹が入所している場合	２

【解説】

１　利用申込みする児童と生活を共にする兄弟姉妹が、既に希望施設に在籍している場合で、当該施設の選考に限り適用します。

２　生活を共にする兄弟姉妹が異なる施設に在籍しており、その兄弟姉妹が在籍している施設に転園を希望する場合は No.14「転園申請」の減算は行わず、当該加算も適用とはなりません。

No.	状況	加算減算
９	保育所等及び幼稚園で、保育士等として就労（内定）している場合	３

【解説】

１　いずれかの保護者が該当する場合に適用します。ただし、複数の保護者が該当する場合等であっても、重複して適用とはなりません。

２　利用申込時に次の全ての書類について提出があった場合に適用し、不足している場合には適用とはなりません。

(1) 就労証明書

(2) 保育士証等の資格証明書の写し

３　市内又は市外の保育所、認定こども園（法 27 条第１項の確認を受けたものに限る。）、地域型保育事業施設又は学校教育法に基づき設置された幼稚園に保育士等（保育士、国家戦略特別区域限定保育士、幼稚園教諭、保育教諭）として就労（内定）している場合に適用します。

No.	状況	加算減算
１０	保護者が３人以上の子どもを養育している場合	１

【解説】

希望保育期間の開始日において、18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子どもを３人以上養育している場合に適用します。

No.	状況	加算減算
１１	認可外保育施設等へ有償（月極）で預けている場合	1

【解説】

1　「認可外保育施設等」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の２第１項の規定により神奈川県知事に対し、届出を義務付けられた施設（法第 34 条の 15 第２項の規定による認可を受けていない居宅訪問型保育事業を行うもの、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 49 の２第１号に掲げる事業所内保育施設及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の２に規定する仕事・子育て両立支援事業として、法第６条の３第 12 項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係る企業主導型保育施設を含む。）をいいます。

2　利用申込みの受付締切日（４月１次については別途定める日。）に認可外保育施設等に在籍している者で、在籍していることを証する証明書の提出があり、当該受付締切日に対応する保育の開始日において、継続して当該施設に１か月以上在籍する見込みである場合に適用します。

3　次のいずれかに該当する場合は適用しません。

(1) 希望保育期間の開始日の前日において、保育所等に在籍していることが明らかな場合

(2)　No. ６「育児休業終了に伴い、職場に復帰する場合」及び No. ７「育児休業取得時に一度退所し、復職時に保育所等に再入所の申込みをする場合」が適用される場合

No.	状況	加算減算
１２	過去３か月以上の保育料を滞納している（卒園児を含む。）。	－10

【解説】

1　いずれかの保護者が、利用申込みの受付締切日（４月１次については別途定める日。）において、過去３か月以上の保育料を滞納している（卒園児を含む。）場合に適用となります。

2　過去複数児童分の保育料を入所希望月以前の同一月に滞納している場合は、複数月として参入しません。

No.	状況	加算減算
１３	必要書類の提出がない場合	－10

【解説】

提出期限までに保育を必要とする事由別の必要書類以外の書類（利用申込補助票、保育所等利用申込に関する確認書、個人番号届出書）の提出がない場合に適用します。

No.	状況	加算減算
１４	転園申請の場合	－４

【解説】

１　入所希望日に保育所等に在籍している児童が他の保育所等への利用申込みがあった場合に適用します。

２　次のいずれかに該当する場合は適用しません。

(1) 保育実施解除届が提出され、入所希望日に保育所等への在籍がないことが明らかな場合

(2) 生活を共にする兄弟姉妹が異なる施設に在籍しており、その兄弟姉妹が在籍している施設に転園を希望する場合。この場合において、No.８「同一の保育所等に兄弟姉妹が入所している場合」の加算も適用しない。

(3) 厚木市に住民登録されている児童が、市外の保育所等へ在籍していて、市内の保育所等への転園を希望する場合

(4) 保育所又は地域型保育施設に在籍する児童が、認定こども園への転園を希望する場合（認定こども園から保育所又は地域型保育施設に転園を希望する場合は減算を適用する。）

(5) その他減算の適用が適当ではないと市長が認めた場合

No.	状況	加算減算
１５	児童を養育可能な 65 歳未満の祖父母がいる場合	－４

【解説】

１　年度当初における満年齢が 65 歳未満である祖父母と生活を共にしていて、当該祖父母が児童を養育可能な場合に適用となります。

２　養育ができない場合には、その旨を証する書類（就労証明書、診断書又は障害者手帳等）の提出が必要です。

No.	状況	加算減算
１６	通信制大学、通信教育の学生である。	－１

【解説】

第３条第２項に掲げる基本指数を適用することとなった保護者が該当する場合に適用します。

No.	状況	加算減算
１７	夜勤を伴う勤務である場合	－１

【解説】

１　第３条第２項に掲げる基本指数を適用することとなった保護者が該当する場合に適用します。

２　夜勤とは、労働基準法（(昭和 22 年法律第 49 号）第 37 条４項の深夜割増賃金を支払うこととなる夜間（午後 10 時から翌午前５時）に勤務することをいいます。

３　月の半分を超える就労時間が夜勤である場合に適用します。

No.	状況	加算減算
１８	居宅外就労先が内定の場合	－１

【解説】

１　第３条第２項に掲げる基本指数を適用することとなった保護者が該当する場合に適用します。

２　次のいずれかの場合に適用します。

(1) 雇用（予定）開始日が希望保育期間の開始日の翌日以後である場合（希望保育期間の開始日における当該月に限る。）

(2) 保育所等の入所が決定次第採用を予定している場合（就労証明書で確認します。）

３　入所前に就労を開始し、雇用（予定）期間の開始日以後に作成された就労証明書が改めて提出された場合は、当該減算は適用しないものとする。

別表３　優先順位表（第３条第１項関係）

優先度	順位	要件
A	1	虐待やＤＶのおそれがある。
	2	災害復旧
B	1	妊娠・出産
	2	保護者の障がい
	3	保護者の疾病
	4	親族の介護・看護
C	1	居宅外就労
D	1	居宅内就労（自営）
	2	居宅内就労（専従者）
	3	居宅内労働（内職者）
	4	就学・通学
	5	求職

【解説】

第３条第２項に掲げる基本指数を適用することとなった保護者の別表１の項目により適用します。

別表４　調整指数表（第３条第１項関係）

No.	状況	調整指数
1	児童相談所からの要請、又は児童に対する保護の必要性が確認された。	2

【解説】

別表２No. １の適用条件と同様です。

No.	状況	調整指数
2	ひとり親（母子・父子）	2

【解説】

別表２No. ２の適用条件と同様です。

No.	状況	調整指数
3	市内に子どもを養育可能な 65 歳未満の親族が居ない場合	1

【解説】

年度当初における満年齢が 65 歳未満である祖父母が、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第１条の５の事由に該当する場合は、児童を養育できないと判断します。

No.	状況	調整指数
4	育児休業後に職場に復帰する場合	1

【解説】

別表２No. ６の適用条件と同様です。

No.	状況	調整指数
5	保護者が３人以上の子どもを養育している場合	1

【解説】

別表２No. 10 の適用条件と同様です。

No.	状況	調整指数
6	求職活動状況を証明する書類の提出がある場合	1

【解説】

求職中である全ての保護者が、利用申込時にハローワーク受付票その他の求

職活動中であることが分かる書類の提出があった場合に適用します。例えば、父と母が求職中であり、どちらか一方の提出がない場合は適用とはなりません。

No.	状況	調整指数
7	子どもを職場に帯同しており危険物を扱う職種の場合	1

【解説】

1　いずれかの保護者が、次に該当する業種である場合に適用します。

(1) 刃物を扱う業種

　刃物屋、魚・肉屋、理・美容店、洋・和裁店、ガラス店等

(2) 劇薬を扱う業種

　メッキ工場等

(3) 火を扱う業種

　揚げ物店、豆腐店、蕎麦屋、中華料理店等

(4) 機械を扱う業種

　クリーニング店、印刷工場、自動車修理工場、機械部品加工工場等

(5) その他職場に帯同することで児童の生命に危険が及ぶ恐れがある業種

2　利用申込みの対象児童が危険な場所に立ち入るおそれがない場合は適用しません。

No.	状況	調整指数
8	両親不在の場合（里親を含む。）	3

【解説】

諸事情により児童の父又は母が不在で、現に養育している方（祖父母又は里親等）から利用申込みがあった場合に適用となります。

No.	状況	調整指数
9	保護者が身体障がい者手帳１・２級、療育手帳（愛の手帳）、精神障がい者保健福祉手帳１級の１つに該当する場合	1

【解説】

いずれかの保護者が該当する場合に適用となります。

別表５　優先順位表（第３条第１項関係）

順位	状況
1	児童に対する保護の必要性が、児童相談所等の関係機関で確認されている。

【解説】

別表２No. １の適用条件と同様です。

順位	状況
2	ひとり親

【解説】

別表２No. ２の適用条件と同様です。

順位	状況
3	生活保護を受けている。

【解説】

別表２No. ３の適用条件と同様です。

順位	状況
4	第三子以降の申請である。

【解説】

希望保育期間の開始日において、18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子どもを３人以上養育している場合であって、その第三子以降の児童に対する申請において適用します。

順位	状況
5	育休明けの申請である。

【解説】

別表２No. ６の適用条件と同様です。

順位	状況
6	兄弟姉妹と同一施設を希望

【解説】

別表２No. ８の適用条件と同様です。

順位	状況
7	市内に児童を養育可能な祖父母がいない。

【解説】

年齢にかかわらず、市内に祖父母が居住している場合であって、当該祖父母が子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第１条の５の事由に該当しない場合に養育可能と判断します。

順位	状況
8	入所保留となっている期間が長い。

【解説】

入所保留となっている期間とは、継続して保留となっている期間をいい、保留期間が中断している場合は、中断以前の期間は算入しません。

順位	状況
9	利用者負担額が低い。

【解説】

利用者負担額は、次のとおり算定します。

1　父母又は児童と生活を共にする扶養義務者（生計の中心者である場合に限る）の市民税の課税額によって決定するものとする。

2　父母の市民税が非課税であり、かつ祖父母と生活を共にする場合には、祖父母の課税状況を利用者負担額の算定の対象とする。

3　祖父母の市民税課税額で利用者負担額を算定する場合は、祖父母のうち、いずれか高い税額で算定するものとする。

4　生活を共にする世帯内に内縁関係（事実婚）にある者がいる場合は、内縁者についても利用者負担額算定の対象とする。ただし、単に同居（同棲）している場合はこの限りではない。

5　児童の世帯構成等に関わらず、第一子目、保育標準時間、ひとり親世帯等非該当である場合の利用者負担額を用いるものとする。

6　利用者負担額が同額の場合又は３歳以上クラスに在籍している場合は、１から４までの規定により算定対象となる市民税の課税額の合計が低い児童を優先することとする。